

論文の内容の要旨

氏名：安藤 貴世

博士の専攻分野の名称：博士（国際関係）

論文題名：「国際テロリズムに対する法的規制の構造

ーテロリズム防止関連諸条約における裁判管轄権の検討ー」

1. 論文の目的

テロリズムに対する国際法による規制の取組みは戦間期に端を発するが、今日に至るまで国際法上のテロリズムの定義は確立していない。これを主たる背景として、国際社会はこれまでに、テロリズムの犯罪類型ごとに個別に多数国間条約を作成するという手法によりテロリズムに対する法的規制を試みてきた。こうした多数国間条約は国連等の国際機関により作成され、1963年の航空機内の犯罪防止条約（以下、東京条約）から2005年の核テロリズム防止条約に至るまでその数は13を数える（以下、13の多数国間条約をテロリズム防止関連諸条約と称する）。

今日、国際テロリズムの容疑者処罰に関しては、容疑者が自国に所在する国が、犯罪行為に対し直接的な利害関係を有する国家に容疑者を引き渡さない場合には、自国の裁判所において訴追する義務を負うという「引き渡すか訴追するか」という原則が確立している。すなわちテロリストに「逃げ場」を与えないという処罰の仕組みが構築されているが、本原則は、直接利害関係国および容疑者所在国に対し当該容疑者を処罰するための裁判管轄権が付与されていることを前提とする。

上記の点を念頭に本論文は、一連のテロリズム防止関連諸条約において構築されたテロリズム犯罪の抑止のための枠組み、具体的には、当該犯罪行為の容疑者の訴追・処罰に関する規定に焦点を当て、テロリズム防止関連諸条約における裁判管轄権の法的構造を明確化することにより、当該犯罪の容疑者に対する処罰の包囲網が張り巡らされ、容疑者の処罰を確保するシステムが構築されていく過程を明らかにすることを目的とするものである。

2. 問題の所在および研究の手法

13のテロリズム防止関連諸条約のうち、最初に締結された東京条約と管轄権規定を有さないプラスチック爆薬探知条約（1991年）を除く11の条約はいずれも、二元的構造を有する裁判管轄権規定を有している。すなわち各条約の裁判管轄権規定は、犯罪行為地国等の犯罪行為に対する直接利害関係国に対し裁判管轄権の設定を義務づけるとともに、犯罪行為と直接的な利害関係を何ら有さない容疑者所在国に対しても、当該国が直接利害関係国に容疑者を引き渡さない場合に裁判管轄権を設定する義務を課している。なお、容疑者所在国の管轄権が普遍的管轄権（如何なる国の裁判所であれ、容疑者・被害者の国籍の面でも、自国国益にもたらす被害の面でも、自国と関係のない自国領域外での犯罪について、容疑者を裁判にかけられる権限）に基づくものであるかにつき、学説上様々な見解が見出される。

更に容疑者所在国に対して、容疑者を引き渡さない場合には訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託する義務が課されており、これを以って「引き渡すか訴追するか」という原則が成立している。裁判管轄権の二元的構造および「引き渡すか訴追するか」という処罰原則は、一連のテロリズム防止関連諸条約における最たる特徴とされるが、こうした容疑者処罰の構造は、東京条約の次に作成された1970年の航空機不法奪取防止条約（以下、ハーグ条約）において初めて設定され、それ以降のテロリズム防止関連諸条約においても、プラスチック爆薬探知条約を除き踏襲されている。

また直接利害関係国に関しては、ハーグ条約以降順次その範囲が拡大されてきた点が注目される。ハーグ条約では、既に東京条約において裁判管轄権が設定されていた航空機登録国に加え、航空機着陸国、航空機賃借人所在国が直接利害関係国として規定され、続く民間航空不法行為防止条約（1971年）では領域国が新たに加わった。更に国家代表等に対する犯罪防止処罰条約（1973年）では、容疑者国籍国、被害者が任務を遂行している本国、続く人質行為防止条約（1979年）では、被強要国、犯人たる無国籍者の居住国および被害者国籍国が直接利害関係国として新たに位置づけられた。これを以て、管轄権行使に関する

国際法の諸原則のうち、犯罪行為との間の直接的連関を根拠とする、属地主義、積極的属人主義、保護主義、消極的属人主義に基づく管轄権が出揃ったと言える。

このようにテロリズム防止関連諸条約は、犯罪行為に対する直接利害関係国に対し裁判管轄権設定義務を課した上で、条約の作成ごとに直接利害関係国の範囲を拡大させると共に、容疑者所在国に対しても裁判管轄権を設定する義務を課し、且つ当該国家が容疑者を直接利害関係国に引き渡さない場合には自国における訴追を義務づけるという 2 つの側面から、容疑者の不処罰を防ぐという体制を構築しているのである。

こうした点を念頭に本論文では、一連のテロリズム防止関連諸条約のうち、その裁判管轄権規定の起草過程において特に普遍的管轄権の導入をめぐる重要な議論が行われた 3 つの条約—ハーグ条約、国家代表等に対する犯罪防止処罰条約、人質行為防止条約—を取り上げ、各条約の裁判管轄権を詳細に分析・検証する。研究の手法としては、各条約を作成した国際機関（国際民間航空機関、国際連合）の一次資料、具体的には条約草案を起草・検討した諸委員会、諸会議、作業部会等における各国代表の発言等を収録した議事録、条約草案に対するコメンタリー等を詳細に検証し、3 条約の裁判管轄権規定の成立過程を鮮明に描き出すことにより、今日におけるテロリズム処罰の法構造が如何にして形成されたかを明らかにする。

3. 論文の意義

国際テロリズムの法的規制に関する先行研究は、13 の条約それぞれの概要について論ずるものや、テロリズム行為に対する刑事管轄権、テロリズムの定義に関する研究など各論点に関し豊富である。他方でテロリズム防止関連諸条約に関し、裁判管轄権の設定が義務づけられる直接利害関係国の範囲が条約成立ごとに拡大される過程や、容疑者処罰方式の核とも言える「引き渡すか訴追するか」原則の基盤である容疑者所在国の裁判管轄権の成立経緯などを含め、各条約の起草過程に係る一次資料を用いてテロリズム防止関連諸条約の裁判管轄権規定の法構造を詳細かつ包括的に検証した研究はこれまでに見出されない。こうした点から本論文は、一連のテロリズム防止関連諸条約における容疑者処罰の枠組みに着目し、これらの条約が二元的構造に基づく裁判管轄権規定のもとで容疑者に対する管轄権の網の目を徐々に張り巡らせていく過程を、各条約の起草過程に関する一次資料を手掛かりに分析・検証することにより明らかにするという点において意義を有する。

4. 論文の構成

本論文は序章、第 1～4 章（本論）、終章により構成される。

序章では、論文の射程および構成を示し、更に国際テロリズムの法的規制に関する先行研究について整理する。

第 1 章では議論の前提として、国際テロリズムの法的規制の歴史と現状について扱う。国際連盟および国連におけるテロリズムの法的規制について概観するとともに、これまでに締結された 13 のテロリズム防止関連諸条約の概要およびそれらに共通する特徴について述べる。更にテロリズムの定義をめぐる議論に関し、包括的テロリズム防止条約の国連における審議状況について動向を把握する。

第 2 章では、一連のテロリズム防止関連諸条約において、二元的構造に基づく裁判管轄権規定および「引き渡すか訴追するか」という原則を最初に設定した条約であるハーグ条約を取り上げる。具体的には、本条約の裁判管轄権規定に関し、直接利害関係国および容疑者所在国の裁判管轄権の起草過程を検証するとともに、「引き渡すか訴追するか」原則の成立経緯を明らかにする。また、同原則の基盤たる容疑者所在国の管轄権が普遍的管轄権に基づくものであるかについて学説の対立状況を整理する。

第 3 章では、国家代表等に対する犯罪防止処罰条約を取り上げる。本条約の裁判管轄権規定はハーグ条約と同じ二元的構造を有するが、条約草案は当初、直接利害関係国と容疑者所在国とに分化した二元的構造を有する裁判管轄権ではなく、締約国間で一切の区別を設けずに一元的な構造を有する裁判管轄権、すなわち全ての締約国に対し等しく裁判管轄権を設定するという「絶対的な」普遍的管轄権を規定していた。この点を踏まえ、第 3 章では同条約の裁判管轄権規定の成立経緯を主たる検討対象とし、当初設定されていた一元的構造を有する裁判管轄権が退けられ、最終的にはハーグ条約と同様の二元的構造に基づく裁判

管轄権が設定された経緯を明らかにする。

第 4 章では人質行為防止条約を取り上げる。本条約では、直接利害関係国の範囲が被害者国籍国へと拡大し、伝統的に反対意見の根強い消極的属人主義に基づく裁判管轄権が規定されたほか、犯人たる無国籍者の居住国、被強要国も直接利害関係国に位置づけられた。他方で、条約草案では当初、国際機関が強要対象となった場合に、その加盟国たる締約国すべてに対し裁判管轄権を設定する義務を課すという、絶対的普遍的管轄権に準ずる裁判管轄権が規定されていたものの、結局採択には至らなかった。この点を踏まえ、第 4 章は同条約における裁判管轄権規定の起草経緯を明らかにする。

終章では、上記の分析・検証を踏まえ、本論文で取り上げた 3 条約における裁判管轄権の成立・拡大過程を総括する。さらに、これらの裁判管轄権が容疑者の処罰を確保するという起草者らの確固たる意思と、各国による条約の受容可能性というバランスの上に成り立つものであることや、本論文で検討した 3 条約のうち、ハーグ条約ではその保護法益が共通利益として成熟化している一方で、国家代表等に対する犯罪防止処罰条約および人質行為防止条約では、一部の起草者らの認識において、その保護法益が締約国の共通利益を超えて、国際社会全体の利益へと変容する萌芽が見出されることを指摘する。

以 上